

豊川市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める 条例骨子（案）について

平成26年7月15日（火）

豊川市 子ども課

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例骨子（案）について

1. 放課後児童健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童を対象に、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、授業終了後及び夏休みなど長期休暇の期間において、適切な遊びと生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

本市では、市内すべての小学校において、専用施設又は余裕教室を利用して事業を行っています。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（省令）を踏まえ、市が条例を制定します。（児童福祉法第34条の8の2第1項）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。（児童福祉法第34条の8の2第2項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る市の考え方

(1) 現在の実施状況

平成26年度 放課後児童健全育成事業実施状況													
4区域	中学校区	小学校区	児童クラブ名	運営	場所	面積㎡	定員	登録者数		1人あたり面積			備考
								4月1日	8月1日	定員	4月1日	8月1日	
東部	一宮	一宮西部	もちの木クラブ	保護者会	小学校	89.00	42	42	43	2.12	2.12	2.07	※定員設定なし
		一宮東部	一宮東部	公設	小学校	87.00	40	22	27	2.18	3.95	3.22	
		一宮南部	一宮南部	公設	小学校	64.00	40	16	19	1.60	4.00	3.37	
	東部	豊川	豊川	公設	小学校	64.00	40	33	40	1.60	1.94	1.60	
		東部	東部	公設	小学校	48.00	30	45	55	1.60	1.07	0.87	夏休みは場所変更
		桜木	桜木	公設	児童館	64.20	40	47	57	1.61	1.37	1.13	
		豊	豊	公設	小学校	64.00	40	45	55	1.60	1.42	1.16	
南部	南部	牛久保	牛久保	公設	児童館	75.66	40	34	36	1.89	2.23	2.10	
		中部	中部第1	公設	小学校	80.00	50	54	59	1.60	1.48	1.36	
			中部第2	公設	民間施設	74.00	30	24	36	2.47	3.08	2.06	
		天王	天王	公設	小学校	64.00	40	36	40	1.60	1.78	1.60	
	小坂井	小坂井西	キッズクラブ	保護者会	専用施設	123.20	61	61	103	2.02	2.02	1.20	※定員設定なし
			さくらくらぶ	保護者会	民間施設	61.42	24	24	33	2.56	2.56	1.86	※定員設定なし
		小坂井東	フレンドクラブ	保護者会	専用施設	123.90	70	53	77	1.77	2.34	1.61	
西部	西部	国府	国府	公設	小学校	77.00	40	35	57	1.93	2.20	1.35	
		御油	御油	公設	児童館	120.00	40	43	61	3.00	2.79	1.97	
	音羽	萩	ひまわりクラブ	保護者会	専用施設	208.65	40	22	24	5.22	9.48	8.69	
		長沢	長沢	公設	小学校	59.79	40	27	31	1.49	2.21	1.93	
		赤坂	赤坂	公設	小学校	47.23	30	31	51	1.57	1.52	0.93	
	御津	御津北部	御津北部	公設	児童館	33.90	20	26	30	1.70	1.30	1.13	
		御津南部	すきっぷクラブ	保護者会	専用施設	202.00	70	48	100	2.89	4.21	2.02	
北部	金屋	三蔵子	三蔵子第1	公設	児童館	76.41	40	45	46	1.91	1.70	1.66	
			三蔵子第2	公設	民間施設	296.90	40	34	33	7.42	8.73	9.00	
		金屋	金屋	公設	小学校	64.00	40	34	44	1.60	1.88	1.45	
	中部	千両	千両	公設	小学校	64.00	40	22	25	1.60	2.91	2.56	
		八南	八南第1	公設	児童館	87.58	45	53	58	1.95	1.65	1.51	
			八南第2	公設	児童館	65.98	35	44	52	1.89	1.50	1.27	
		平尾	平尾	公設	小学校	44.00	30	33	40	1.47	1.33	1.10	
	代田	桜町	桜町	公設	小学校	48.00	30	28	46	1.60	1.71	1.04	夏休みは場所変更
		代田	代田	公設	小学校	63.00	40	46	52	1.58	1.37	1.21	
※登録者数は平成26年7月7日時点での調査数値													

(2) 市の考え方

基本的に国の基準を市の基準とすることとしますが、現在本市が実施している放課後児童クラブの中には、児童1人当たり 1.65 m²/人以上の専用スペースは有るものの定員が40名を超える施設や、定員は40名であるが専用スペースが 1.65 m²/人未満の施設もあります。すべてを国の基準に従い児童1人当たり 1.65 m²/人以上、定員40名とした場合、基準に満たないクラブで退所や入所待機を生じてしまうことから、既存施設の専用室の面積、児童の集団の規模については、当面は経過措置を設けます。

4. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子（案）

	項目	国の示す基準の内容	区分	市基準（案）
1	従事する者	(資格) ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者。 (経過措置) ・現に従事している無資格者に経過措置を設ける。	従うべき基準	国の基準どおり。
2	指導員数	「放課後児童支援員」と「補助員（資格を有しない者）」の合計した職員の合計数は、1つの集団1クラスにつき2人以上とする。 ただし、そのうち1人は、資格を有する放課後児童支援員を配置する。	従うべき基準	国の基準どおり。

	項目	国の示す基準の内容	区分	市基準（案）
3	児童の集団の規模（1クラスの児童数）	1つの集団（1クラス）の児童数は、おおむね40人以下とする。 ※児童数は、毎日利用する児童の人数に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。	参酌すべき基準	国の基準どおりとするが、現在1つの集団規模が40人を超える放課後児童クラブがあることから、経過措置を設ける。
4	施設・設備	①専用の施設又はスペースを確保する。 ②専用の施設又はスペースの面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。 ③児童の体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保する。	参酌すべき基準	国の基準どおりとするが、現在児童1人あたり1.65㎡未満の専用区画があることから、経過措置を設ける。
5	開所日数	開所日数は、年間250日以上を原則とする。	参酌すべき基準	国の基準どおり。
6	開所時間	開所時間は、授業のあるときは1日につき3時間以上、授業のないときは1日につき8時間以上を原則とする。	参酌すべき基準	国の基準どおり。

	項目	国の示す基準の内容	区分	市基準（案）
7	その他の基準	①「非常災害対策」 ②「職員の一般的要件」 ③「職員の知識及び技能の向上」 ④「虐待等の禁止」 ⑤「利用者の平等な取扱い」 ⑥「虐待等の禁止」 ⑦「衛生管理等」 ⑧「運営規程の策定」 ⑨「帳簿の整備」 ⑩「秘密保持」 ⑪「苦情対応」 ⑫「保護者との連携」 ⑬「関係機関との連携」 ⑭「事故発生時の対応」	参酌すべき基準	国の基準どおり。

5. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

<参考>

※国の基準：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）

基準の趣旨及び内容：平成26年5月30日付け雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
趣旨	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 (1) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の規定による基準 (2) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの 2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	(1) 基準の区分（基準第1条第1項） 基準第1条第1項は、基準のうち、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数（基準第10条（第4項を除く。）及び附則第2条）については従うべき基準、その他の事項については参酌すべき基準と区分することを定めるものである。 (2) 基準の目的及び向上（基準第1条第2項及び第3項） ①基準第1条第2項は、基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするものである。

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。	②同条第3項は、厚生労働大臣は、基準を常に向上させるよう努めるものとするものである。
最低基準の目的	第2条 法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	（3）最低基準の目的及び向上（基準第2条及び第3条） ①基準第2条は、法第34条の8の2第1項の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするものである。
最低基準の向上	第3条 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	②基準第3条第1項は、市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるものとするものである。 ③基準第3条第2項は、市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとするものである。
最低基準と放課後児童健全育成事業者	第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	（4）最低基準と事業者（基準第4条） 基準第4条は、事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとともに、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないとするものである。
放課後児童健全育成事業の一般原則	第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、	（5）放課後児童健全育成事業の一般原則（基準第5条） ①基準第5条第1項は、放課後児童健全育成事業における支援の目的について定めるものである。放課後児童健全育成事業における「支援」は、放課後児童健全育成事業

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	の対象となる児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならないものとするものである。 ②同条第2項から第5項までは、事業の一般原則として、 ・利用者の人権への配慮、人格を尊重して運営すること ・地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明に努めること ・運営の内容についての自己評価、結果の公表に努めること ・放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「事業所」という。）の構造設備について、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けなければならないことについて定めるものである。
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	（6）事業者と非常災害対策（基準第6条） ①基準第6条第1項は、消火用具、非常口等非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施に努めなければならないとするものである。各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくことが望ましい。 ②同項第2項は、訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならないとするものである。

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
		ここでの「定期的」な訓練の実施については、一定の継続性が必要であることや、小学校の学期の区切りにおいて児童の入れ替わりが想定されること等諸般の事情を考慮し、少なくとも年2回以上実施することが望ましい。
放課後児童健全育成事業者の一般的要件	第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	(7) 事業者の職員の一般的要件（基準第7条） 基準第7条は、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないものである。 ここでの「利用者の支援に従事する職員」には、放課後児童支援員（3の（1）及び（3）参照）だけでなく、補助員（3の（2）参照）も含まれるものである。
放課後児童健全育成事業者の知識及び技能の向上等	第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	(8) 事業者の職員の知識及び技能の向上等（基準第8条） ①基準第8条第1項は、事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとするものである。 ②同条第2項は、事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとするものである。
設備の基準	第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(1) 専用区画の設置（基準第9条第1項） 基準第9条第1項に規定する「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいい、「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものである。ここでの「遊び及び生活の場」とは、児童にとって安心・安全であり、静かに過ごせる場をいうものであり、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	2 専用区画の面積は、児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第１項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	なお、「専用区画」に静養スペースがなく、別の部屋に設置されている場合でも、「静養するための機能」を備えていると取り扱って差し支えないが、例えば、静養が必要な利用者がいる場合にのみ保健室を開放するような場合に、当該保健室の面積を専用区画の面積の算定の基礎に含めることは適当でない（（２）参照）。 （２）専用区画の面積（基準第９条第２項） 基準第９条第２項の「児童１人につきおおむね１．６５㎡以上」とは、専用区画の面積を児童の数で割った値をいうものである。ここでの「児童の数」の考え方については、３の（４）の「児童の数」と同義である。 専用区画は、（１）のとおり、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まない。 （３）専用区画等の考え方（基準第９条第３項） 基準第９条第３項の「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とは、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて専用区画等を放課後児童健全育成事業の専用とすることをいうものであり、事業所を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。 また、同項の「利用者の支援に支障がない場合」とは、例えば、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際に、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごす場合が考えられる。この場合でも、専用区画の面積については、利用者の数を基礎として算定されるものであることから、利用者の生活の場としての機能が十分担保されるよう、例えば、全ての児童

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	を対象としたプログラムを実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。 (4) 専用区画等の衛生及び安全（基準第9条第4項） 基準第9条第4項は、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないとするものである。
職員	第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を	(1) 放課後児童支援員の配置（基準第10条第1項） 基準第10条第1項は、事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（（3）参照）を置かなければならないとするものである。具体的な配置基準については、同条第2項で定めている（（2）参照）。 (2) 放課後児童支援員の数（基準第10条第2項） 基準第10条第2項は、職員の配置基準を定めるものである。放課後児童支援員は、（4）の「支援の単位」ごとに2人以上置くこととするが、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができるものとする。 なお、事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす必要がある。 (3) 放課後児童支援員の資格（基準第10条第3項） 基準第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件について定めるものである。 放課後児童支援員の資格は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者（同項各号のいずれかに該当する者）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者を基本としているが、具体的には、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (9) 高等学校卒業等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	あって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。 なお、「都道府県知事が行う研修」については、本年夏頃を目途に別途お示しする予定である。 同項第９号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３８条第２項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることに鑑み、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	(4) 支援の単位（基準第10条第4項） 基準第10条第2項の「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものである。 また、一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいうものである。 なお、ここでの「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。 (5) 職員の考え方（基準第10条第5項） 基準第10条第5項の「支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とは、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいう。 同項の「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」とは、例えば、利用者が20人未満の小規模の事業所について、最低1人の放課後児童支援員が専任であって、その1人を除く放課後児童支援員又は補助者（以下「放課後児童支援員等」という。）が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる環境にある場合が考えられる。 また、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
		後業等と一体的に実施する場合についても、放課後児童支援員等は利用者の支援を行うものであるため、例えば、放課子供教室と一体的に実施する場合には、当然、放課後子供教室のプログラムの実施や安全管理等を行う人材が必要となるものであり、放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることは認められない。 ただし、一体的に事業を実施する場合には、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことが望ましいことから、上記のとおり、両事業において適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことを妨げるものではない。
利用者を平等に取り扱う原則	第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	(1) 利用者を平等に取り扱う原則（基準第11条） 基準第11条は、事業者に対し、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをすることを禁止するものである。
虐待等の禁止	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(2) 虐待等の禁止（基準第12条） 基準第12条は、事業者の職員に対し、利用者に対して法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を禁止するものである。 (参考) 児童福祉法第33条の10 第33条の10この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
		委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。 - 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 - 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 - 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 - 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
衛生管理等	第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	（3）衛生管理等（基準第13条） ①基準第13条第1項は、事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないとするものである。 ②同条第2項は、事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものである。 ③同条第3項は、事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適切に行わなければならないとするものである。
運営規程	第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針	（4）運営規程（基準第14条） 基準第14条は、事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとするものである。これは、事業の適切な運営や利用者に対する適切な支援の提供を確保するた

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	(2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 (5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項	め、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを事業所ごとに義務付けたものである。 ①職員の職種、員数及び職務の内容（第2号） 当該事業所の職員の職種（放課後児童支援員、補助員等）ごとに、員数、職務の内容を定めること。 ②支援の内容及び当該支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額（第4号） 「利用者の保護者が支払うべき額」には、利用料のほか、おやつ代、傷害保険料等、利用料以外にも支払うべき額がある場合には、当該額についても含まれるものである。 ③利用定員（第5号） 利用定員は、事業所において、同時に支援の提供を受けることができる児童の数の上限をいうものである。なお、複数の支援の単位が設置されている場合にあっては、当該支援の単位ごとに利用定員を定めること。 ④通常の事業の実施地域（第6号） 通常事業を実施しようとする範囲の目安を示すものであり、当該地域を越えて事業を実施することを妨げるものではない。 ⑤事業の利用に当たっての留意事項（第7号） 利用者が事業を利用する際に留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。 ⑥緊急時等における対応方法（第8号） 利用者に体調の急変が生じた場合等に、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることなどが考えられる。 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
		虐待防止に関する責任者の配置等に係る必要な体制の整備、その職員に対する研修の実施等が考えられる。⑧その他事業の運営に関する重要事項（第11号） 苦情解決の体制等事業の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	（5）事業者が備える帳簿（基準第15条） 基準第15条は、事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないとするものである。
秘密保持等	第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	（6）秘密保持等（基準第16条） ①基準第16条第1項は、事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとするものである。 ②同条第2項は、事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないとするものである。
苦情への対応	第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年	（7）苦情への対応（基準第17条） ①基準第17条第1項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、 ・苦情受付の窓口を決めること ・事業所内における苦情解決のための手続を明確化すること ・苦情受付窓口及び苦情解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること等の措置 ②同条第3項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
	法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	法第85に規定する調査にできる限り協力することとするものである。 なお、苦情への対応に関しては、「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」(平成12年8月22日障第615号・老発第598号・児発第707号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)の内容も参考にされたい。をいうものである。
開所時間及び日数	第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	(8) 開所時間及び日数(基準第18条) 基準第18条は、事業者は、 ・小学校の授業の休業日(土曜日、日曜日、長期休業期間等)については1日につき8時間以上、 ・小学校の授業の休業日以外の日(授業のある平日)については1日につき3時間以上 を原則として、事業所ごとに開所時間を定めることとするものである。
保護者との連絡	第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	(9) 保護者との連絡(基準第19条) 基準第19条は、事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとするものである。

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
関係機関との連携	第20条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	(10) 関係機関との連携（基準第20条） 基準第20条は、事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないとするものである。 特に、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、小学校等における利用者の状況と事業所における利用者の状況について、小学校等の教職員との情報共有を図ることが重要である。このため、事業者は小学校等との間で、定期的に情報連携を図ることが望ましい。ただし、個人情報の取扱いには留意が必要である。
事故発生時の対応	第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	(11) 事故発生時の対応（基準第21条） 基準第21条は、利用者が安心して支援の提供を受けられるよう、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応について定めるものである。 ①同条第1項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとするものである。 ②同条第2項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとするものである。 このほか、以下の点に留意すること。 ・事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと ・事業者は、賠償すべき事態において速やかに事業を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと ・事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることが求められること

項目	国の基準	基準の趣旨及び内容
附則	(施行期日) 第1条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。	
	(職員の経過措置) 第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	基準附則第2条は、基準の施行の日から平成32年3月31日までの間、基準第10条第3項の規定の適用については、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含めるものとするものである。